

法人町民税の異動届について

設立届	富岡町内に新たに法人を設立したとき 〈添付書類〉 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書等） ・定款等
設置届	既設法人が富岡町内に事務所を設置したとき 〈添付書類〉 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書等） ・定款等
異動届	次の事項に異動があったとき ・名称（商号） ・資本金 ・代表者（清算人） ・事業年度（決算期） ・町内事務所等又は本店の所在地 〈添付書類〉 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書等） ※町外から町内への本店移転は定款も添付してください。
廃止届	富岡町内の事務所等を廃止したとき 【解散による事務所等の廃止は解散届となります】 〈添付書類〉 ・必要ありません
解散届	法人を解散したとき 【合併による解散を除きます】
清算終了届	清算終了したとき 〈添付書類〉 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書等）
合併届	法人が合併により解散したとき 〈添付書類〉 ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書等） ・合併契約書
休業届	事業活動を休止したとき 【休業とは、事務所等を有しているが1ヶ月以上事業活動を休止している状態をいし ※事業活動を行わない場合は、廃止届の提出が必要になります。 〈添付書類〉 ・必要ありません ※休業に至った経緯、現在の事務所等の状況を詳しく記載してください。

※異動届に記載する異動年月日は、登記日ではなく、実際に異動があった日を記載してください。

◆添付書類はコピーで結構です。